

五監公告第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年11月18日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

五泉南小学校、巢本小学校、愛宕小学校、村松小学校、五泉北中学校

3. 監査の期間

令和元年7月30日～令和元年8月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
予定価格書の作成時に、予算執行者が全ての項目をパソコンにより入力し、押印のみとする事務処理が散見された。今後は価格や氏名等は自筆とし、適正な事務処理、執行に努められたい。	予定価格書中の価格や氏名を予算執行者が記入する際に自筆で記入することを徹底するよう、9月初旬に、市内全小中学校及び幼稚園に対し通達を行いました。 学校教育課としても、学校における事務処理適切に行われていることを随時確認し、適正な事務執行に努めてまいります。